

〈一般事業主行動計画〉

職員の仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うことにより、職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年9月1日～令和12年8月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率を50%以上とする。

〈対策〉

- 令和7年9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 令和7年10月～ 週次会議等で取得促進を図る

目標2：育児休業の取得率50%以上とする。

〈対策〉

- 令和7年9月～ 育児休業に関する相談窓口の設置、職員への周知